

消費税の転嫁対策

— 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の 転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案 —

経済産業委員会調査室 安藤 利昭

1. はじめに

消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（閣法第 36 号）」（以下「消費税転嫁対策法案」という。）が第 183 回国会に提出された。同法案は、平成 29 年 3 月末までの間、消費税の転嫁拒否等の行為の是正等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）（以下「下請法」という。）等について特例を定めようとするものである。

本稿では、消費税転嫁対策法案について、独占禁止法等の既存の法律及び過去の消費税転嫁対策との比較をしつつ、その内容を確認する。

2. 法律案提出の経緯

平成 24 年 2 月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を図るため、消費税について平成 26 年 4 月に 8%、27 年 10 月に 10%へと、段階的に税率を引き上げる方針が決定された。同大綱を踏まえ、内閣は税制抜本改革 2 法案¹を含む社会保障・税一体改革関連法案を閣議決定し、24 年 3 月、国会に提出した。

社会保障・税一体改革関連法案の審査過程において、民主党、自民党、公明党の 3 党による修正協議が行われ、消費税率引上げに伴う検討課題の一つとして消費税の転嫁対策等が議論された。その結果、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法、下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を追加することで一致²し、税制抜本改革 2 法案は、3 党合意に沿った修正を行った上、同年 8 月 10 日に可決、成立した。

また、政府は消費税の転嫁対策・価格表示に係る懸案事項について、上記の税制抜本改革 2 法案提出以降も引き続き検討を進め、平成 24 年 5 月、「転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況（中間整理）³」を取りまとめた。さらに法案成立後は、

¹ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（第 180 回国会閣法第 72 号）」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（第 180 回国会閣法第 73 号）」

² 三党実務者協議「税関係協議結果」（平 24. 6. 15）

³ 消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部決定（平 24. 5. 31）

「過去に実施した転嫁対策等に加えて更なる対応策を講ずることが不可欠である」との認識の下、先の「中間整理」の内容を具体的に措置するものとして、同年10月、「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）⁴」を決定した。

この「中間整理の具体化」では、①消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図るため、独占禁止法・下請法の特例となる立法措置を講ずること、②事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度⁵を設けること、③転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口として、内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を置くこと、等が基本的な方針として盛り込まれ、同方針に基づく具体化を更に進め、必要な措置を講ずることとした。

その後、平成24年12月の総選挙を経て第二次安倍内閣が発足した。政府は、これまでの検討を踏まえつつ与党と調整⁶を行い、消費税転嫁対策法案を平成25年3月22日、国会に提出した。

3. 法律案の概要等

（1）目的

平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

（2）概要

消費税転嫁対策法案の主な措置事項は、以下のとおりである。

- ① 消費税の転嫁拒否等を取り締り、当該行為を是正又は防止する「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」
- ② 消費者の誤解を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止する「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」
- ③ 消費税の総額表示について、税込価格であると誤認させないための措置を講じている場合に、税込価格を表示することを要しないこととする「価格の表示に関する特別措置」
- ④ 消費税導入時と同様に転嫁カルテル及び表示カルテルを独占禁止法の適用除外とする「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置」
- ⑤ 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

⁴ 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定（平24.10.26）

⁵ 消費税法附則第30条の規定による独占禁止法の適用除外に関する法律の一部改正

⁶ 例えば、「自民党は価格への影響が強い大規模小売店への対策を政府側に求めた」（『日本経済新聞』平25.3.19）、「現行の総額表示方式では、増税前の値札の張り替えなどの事務負担が重いとして、税抜き価格の表示を許容する一方、消費者への配慮から、税込み価格の表示に早期に戻る努力を促した。」（公明党ホームページ（http://www.komei.or.jp/news/detail/20130312_10563））などの調整が行われた。

ア 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

(ア) 特定事業者及び特定供給事業者

特定事業者とは、①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人である事業者をいう。

特定供給事業者は、①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者や、個人事業者等をいう。

特定事業者のうち、大規模小売事業者については、「一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの」とされており、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号）」と同様の規定が設けられ、フランチャイザー（本部）等が対象になると思われる。

特定供給事業者で、「資本金等の額が3億円以下」と定めているのは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の中小企業者の定義、下請法における下請事業者の定義を踏まえたものと考えられる。ただし、下請法の親事業者と下請事業者の関係にみられるような資本金の大小関係は要件とされていない。

また、大規模小売業者に商品等を供給する特定供給事業者には、規模の条件（3億円以下）は課されていない。

(イ) 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、平成26年4月1日以後の商品又は役務に関して、以下に掲げる行為を行ってはならないこととしている。

a 減額、買ったたき

商品又は役務の対価の額を事後的に減額し、若しくは商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること。

b 購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させ、若しくは消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

c 税抜き価格での交渉の拒否

商品又は役務の対価に係る交渉において消費税抜き価格を用いる旨の申出を拒むこと。

d 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

なお、上記の行為に該当しない転嫁拒否等の行為は、独占禁止法、下請法によって規制されることとなる。

(ウ) 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

a 報告・検査

公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官は、特定事業者及び特定供給事業者に対して、報告徴収、立入検査を行う。

b 指導・助言

公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。

c 措置請求

主務大臣、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対し、適当な措置を採ることを求めることができる。ただし、次に掲げる場合は、措置請求を行うものとする。

- (a) 違反行為が多数に対して行われている場合
- (b) 違反行為による不利益の程度が大きい場合
- (c) 違反行為を繰り返し行う蓋然性が高い場合

d 勧告・公表

公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るよう勧告し、その旨を公表する。

「転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等」と同種の規定が、下請法にも置かれている。すなわち、公正取引委員会は、取引を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対して、報告徴収、立入検査を行い、親事業者に対し必要な措置を採ることなどを勧告する旨、定めている。消費税転嫁対策法案と下請法の報告・検査等について比較したものが、下の表1である。

表1 消費税転嫁対策法案の転嫁拒否等の行為の是正等に係る措置と下請法の報告・検査等との比較

	消費税転嫁対策法案	下請法
報告聴取・立入検査の主体	公正取引委員会 中小企業庁長官 主務大臣	公正取引委員会 中小企業庁長官 (特に必要があるとみとめるとき) 主務大臣 (中小企業庁長官の調査に協力するため特に必要があるとみとめるとき)
指導・助言の主体	公正取引委員会 中小企業庁長官 主務大臣	※1
公正取引委員会に対する措置請求	中小企業庁長官 主務大臣	中小企業庁長官
勧告・公表	公正取引委員会による勧告・公表	公正取引委員会による勧告 ※2

※1 公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法の運用において親事業者に対し指導を行っている。

※2 公正取引委員会は、下請法の運用において勧告を行った場合には、その概要を公表している。

(出所)公正取引委員会資料を基に作成

このように、消費税転嫁対策法案では、主務大臣、中小企業庁長官に権限を付与し、あるいはその拡大を図っていることが見て取れる。全府省が主体的に関与する体制を整えることにより、下請法に比べ規制体制の強化を図ったものと考えられる。

また、消費税転嫁対策法案では、特定事業者が公正取引委員会の勧告に従ったときは、独占禁止法による措置は採らない旨を規定している。

なお、報告聴取に対する報告拒否、虚偽報告又は立入検査の拒否、妨害、忌避をした場合は、50万円以下の罰金に処せられる。この点、下請法にも同趣旨の規定が置かれている。

イ 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者に誤解を与えないようにするとともに、納入事業者に対する買ったときや、競合する小売店の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、以下のように事業者が消費税に関連するような形で安売りの宣伝や広告を行うことを禁止する。

(ア) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

例：「消費税は転嫁しません」、「消費税は当店が負担しています」等

(イ) 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示

例：「消費税率上昇分値引きします」等

(ウ) このほか、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示として内閣府令で定めるもの

例：「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等

なお、消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施する。

ウ 価格の表示に関する特別措置

消費税については平成16年4月より、課税事業者と消費者との取引において「総額表示」が義務付けられている。今回、価格の張り替え作業など事業者の事務負担への配慮の観点から、価格の表示について一定の条件の下、いわゆる「外税方式」を認める特別措置を講ずる。

- ① 事業者は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために必要があるときは現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例措置）。
- ② 上記①により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
- ③ 事業者は税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、税抜価格又は消費税の額を表示するものとする。
- ④ 上記③の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、税抜価格の表示については不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（以下「景品表示法」という。）第4条第1項（不当表示）の規定は適用しない。

エ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

共同行為（カルテル）は、不当な取引制限として独占禁止法第3条で禁止されている行為である。消費税転嫁対策法案では、消費税を円滑かつ適正に転嫁する観点から、事前に公正取引委員会へ届け出ることを前提に、以下の共同行為について独占禁止法を適用しない特例を定めることとする。

（ア）転嫁カルテル：消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

（イ）表示カルテル：消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

転嫁カルテルの例として、事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定や、消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により、合理的な範囲で処理することの決定が想定されている。ただし、購入についての共同行為、本体価格を統一することの決定などは、認められない。なお、この転嫁カルテルは、カルテルに参加する事業者等の3分の2以上が中小事業者であることが要件とされている。

表示カルテルは、税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いることであり、具体例として「消費税込み価格」と「消費税額」とを並べて表示したり、「消費税込み価格」と「消費税抜き価格」とを並べて表示したりすることが想定されている。

オ 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

平成29年3月31日までの間、内閣府の所掌事務に、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するための相談に関する事務を追加し、全国各地からの消費税の転嫁拒否等に関する電話相談、メール相談に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を内閣府に置くこととしている。

なお、この設置に要する費用として、平成25年度一般会計予算に、約3億6千万円が計上されている。

カ その他

（ア）国等の責務

国等が講ずる措置として、①国民に対する広報の徹底、②通報した者の保護等に関する万全の措置、③調査、監視を行うための万全な体制の整備、を定めている。

（イ）情報の提供等

①省庁間で相互に資料を提供することができること、②関係行政機関に資料の提供を依頼することができること、③国の行政機関の長・地方公共団体の長は、違反行為があると疑う事実について、公正取引委員会、主務大臣、又は中小企業庁長官に対し通知すること、④政令により主務大臣の権限の一部を都道府県知事等に付与すること、を定めている。

（ウ）施行日と失効日

政令で定める日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。

4. 消費税導入時及び消費税率引上げ時との比較

平成元年の消費税導入時及び平成9年の消費税率引上げ時にも、消費税転嫁対策は採られてきた。ここでは、過去の対策と比較することにより、今般の消費税転嫁対策の特徴を押しえてみたい。主な消費税転嫁対策を比較したものが表2である。

表2 消費税導入時、消費税率引上げ時との比較

主な消費税転嫁対策等の措置	消費税導入時 (平成元年)	消費税率引上げ時 (平成9年)	消費税率引上げ時 (平成26、27年)
① 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置	△	△	○
② 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置	△	△	○
③ 価格の表示に関する特別措置	-	-	○
④ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	○	-	○
⑤ 消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)の設置	-	-	○
⑥ 特別調査の実施	○	○	○
⑦ ガイドライン等の作成	○	○	○

※ 表中に付した○は当該措置が採られたもの(又は採られるもの)を、△は転嫁・表示に関してガイドラインで考え方が示されたものを、-は措置が採られなかったものを意味する。

(出所) 公正取引委員会資料を基に作成

このように今般の消費税率引上げに当たっては、過去の転嫁対策に比べ措置事項が多い。表中の①から⑤に関して、今般は法律に基づく対応とされたが、これまでは平成元年の消費税導入時に、④に関しての法的措置が講じられただけである。

そもそも消費税は円滑に転嫁されるべきものであり、消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、税率の引上げいかにかわらず、独占禁止法、下請法による規制が適用されている。平成元年の消費税導入時及び平成9年の消費税率引上げ時には、そうした規制の内容を分かりやすく記したガイドラインを作成することで対応していた。特に平成9年の消費税率引上げ時には法的措置は講じられておらず、ガイドラインが果たした役割は大きかったと思われる。そこで、ガイドラインの内容も含めて比較すると、総額表示義務導入後初めてのケースとなる③の価格の表示に関する特別措置を除外すれば、規制事項にあまり差はない。実のところ上記3つの消費税転嫁対策としては、平成9年の消費税率引上げ時に、転嫁カルテル・表示カルテルを例外措置として認めなかったこと⁷が一番の相違点である。

⁷ 適用除外カルテルが認められなかった理由は、①消費税が国民の間に定着し、転嫁に関する理解が深まっており、現行の独占禁止法の枠内においても消費税の適正な転嫁は可能であること、②政府規制の緩和、適用除外カルテル等制度の見直しの推進が行われている中で、新たな適用除外カルテル等の制度を設けるべきではないとの考えが定着したこと、とされている(公正取引委員会事務総局編『独占禁止政策五十年史』上巻(平9.9) 549頁)。

今回の転嫁対策の特徴は、平成9年の消費税率引上げ時に認めなかった転嫁カルテル・表示カルテルを復活させたこと、ガイドラインに盛り込まれていた独占禁止法、下請法、景品表示法についての考え方を特別措置法として立案し、規制の強化を図ったことと思われる。

なお、②の消費税の転嫁を阻害する表示の是正措置のような、不適切な表示への対応として、景品表示法の適用があり得る。現に、過去のガイドラインでは「消費税率の引上げに伴う表示に関する景品表示法の考え方」として、「消費税分は転嫁しません」、「消費税はサービスしています」等の表現を問題例として示していた。それにもかかわらず今回立法措置が講じられたのは、①景品表示法は、実際のものより著しく優良・有利と一般消費者に誤認させる表示を禁止するものであり、特定の表現について一律に禁止するものではないこと、②不当表示であるかどうかを明らかにするには、調査に相当な時間・人員を要することなどが理由と思われる。本是正措置は、価格決定そのものを制限するものではないが、「消費税還元セール」を始め、消費者へのアピール手段に規制がかけられることに対し、販売促進策への影響を懸念する小売業界の反発が報じられている⁸。今後、規制の対象となる具体的な表現は、ガイドラインによって示されるが、消費者に値ごろ感を訴えるセールそのものが禁止されるわけではない。増税後、消費の落ち込みを補うための安売りや、小売価格の据置きなどが行われた場合、納入価格の引下げ圧力となり、立場の弱い供給事業者に対する転嫁拒否や買ったたきなどのしわ寄せが懸念される。そうした状況を回避し、消費税が円滑かつ適切に転嫁されるためには、公正取引委員会等による指導・助言の徹底が極めて重要になるとと思われる。

5. おわりに

消費税転嫁対策法案は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、過去の転嫁対策ではガイドラインで対応していた規制内容を含め、特別措置として立案した点が特徴である。また、本法案に基づく規制のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策を推進するものとして、①内閣官房に政府全体の司令塔機能を担う消費税価格転嫁等対策推進室（仮称）の設置、②転嫁等に関する広報活動、③転嫁拒否等についての関係法令等に関する専門的な相談窓口の設置、④転嫁拒否等の調査・指導のための転嫁対策調査官（仮称）の設置、⑤違反行為を効果的に摘発するための転嫁状況に関する特別調査の実施など、転嫁状況の監視、検査体制の強化等の各種取組が実施される予定である。消費税転嫁対策法案における各種の特別措置に加えて、これらの取組を通じて、転嫁拒否等の行為が未然に防止され、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われることが期待される。

（あんど う としあき）

⁸ 『消費税還元セール禁止』で対立 小売り『競争縛られる』『日本経済新聞』（平25.4.13）、「還元セール禁止『とんでもない』流通各社トップ客離れ懸念』『東京新聞』（平25.4.13）など。